完了届（道路占用届出書）の提出について

○工事を完了した時又は占用を完了し原状復旧した時は、速やかに別添の完了届（道路占用届出書）を１部提出してください。

※高知県電子申請サービスでも提出することができます。

　　詳しくは、高知土木事務所のホームページ、「申請届出などの許認可事務」をご確認ください。

○添付するもの

①道路占用許可書の写し

②写真

工事前又は占用物件設置前の状況がわかるもの

工事中又は占用物件設置中の状況がわかるもの

工事完了後又は占用物件撤去後の状況がわかるもの

　※工事写真について

　　・検査では、埋設深や舗装幅、舗装構成が計画通りかを確認する必要がありますので、それぞれの寸法等がわかるように写真撮影をしてください。

・写真は、スケールのメモリが見えるように鮮明なものを添付してください。場合によっては拡大するなどの工夫をしてください。

　　・特に、電子申請サービスを利用される場合は、PDFデータでは文字等が潰れることもありますので、気を付けてください。

※特に埋設等の工事においては、撮影忘れ等により状態が確認できな

い場合は完成検査が通らず掘り返し等をお願いする場合や、別の占用

工事での占用許可審査が通らない場合もありますので、ご注意ください。（「道路の掘削ならびに復旧の手引き」５(5)(6)参照）

　　　　　　　　　　　　　　　　提出（問合せ先）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知土木事務所

道路管理課管理担当　近澤

　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL ０８８-８８２-８６４６